

## 不正行為の概要等

資料No. 2

月　日	内　容
1月 18 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>市職員（工事検査監）が公共下水道の発注に関して「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条（職員による入札等の妨害）」違反及び公契約関係競売入札妨害（刑法第96条の6第1項）容疑で逮捕された。</li></ul>
1月 19 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"><li>逮捕された市職員が新潟地方検察庁に送検された。</li></ul>
1月 21 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>逮捕された市職員が「財務部工事検査監」から「総務部付副参事」へ、財務部長が工事検査監の職務を兼任する人事異動を発令した。</li></ul>
1月 23 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された社員が勤める「しなの産業株式会社」と「株式会社北澤工業」を平成31年1月18日から平成31年4月17日までの3か月間、入札参加有資格業者の指名停止とした。</li></ul>
2月 7 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>逮捕された市職員（元工事検査監）が起訴された。</li><li>別の市職員（地域政策監・技監事務取扱）が公共下水道の発注に関して「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」違反及び公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された。</li></ul>
2月 8 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>逮捕された市職員（地域政策監・技監事務取扱）が新潟地方検察庁に送検された。</li><li>株式会社北澤工業の社員が不起訴となったことを受け、同社の入札参加有資格の指名停止措置を解除した。</li></ul>
2月 22 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>逮捕された市職員（元工事検査監）を懲戒免職処分とした。</li></ul>

(参考)

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

(職員による入札等の妨害)

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○刑法

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。